国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する検討課題（例）

※赤字部分は、検討課題のうち、施設の在り方に特に密接に関わると思われるもの

行政・裁判所

憲法、詔書、法律、
閣議決定、外交文書、
民事判決原本（最高裁）、
軍法会議記録（検察庁）
など

衆議院・参議院

帝国議会衆議院文書、
貴族院文書 など

国立国会図書館

憲政資料など

政治家・民間・地方自治体など

総理、大臣、官僚の個人文書、
旧陸海軍文書（防衛研究所）、
GHQ資料など外国公文書、
地方公文書、
東日本大震災など歴史的事項に関する自治体、報道機関、個人等の資料　など

対象文書

歴史公文書等：歴史資料として重要な公文書その他の文書

（1）行政文書・司法文書

① 外交文書・宮内庁文書については、外交史料館・宮内公文書館という国立公文書館とは別の公文書館施設が存在

（2）議会文書

② 議会文書に係る公文書館施設はなく、衆参両院の事務局等が保存しており、国立公文書館に移管された実績もない

（3）その他の歴史資料として重要な文書

③ 国立国会図書館の憲政資料室（日本近現代政治史料を保存）との役割分担が不明確

④ 国立公文書館は政治家や民間から積極的に歴史資料を収集する予算や体制がない

⑤ 様々な機関が保有する歴史資料の所在情報が一元化されていない

【文書の保存・修復・整理】

保存・保管 機能

⑥ 平成30年度頃には保存書架が飽和状態となる見込み

⑦各機関共通の中間書庫として保管する十分な書架がない

修復 機能

⑧ 修復技能の地方等への研修機能等が十分でない

整理・利用者支援 機能

⑨ アーキビストなどの専門職員数が諸外国の1割程度に過ぎない

⑩ 国、地方等の専門職員の研修施設がない

【国民・利用者への提供】

展示 機能

（憲法、詔書など国の成り立ちに関わる文書の展示）

⑪ 憲法等を展示するにふさわしい本格的な展示施設がない

教育 機能

⑫ 若い世代が公文書等を歴史の教材として利用し、学べる施設や専門職員がない

デジタル・アーカイブ機能

（インターネットを通じた提供）

⑬ 保有文書のデジタル化比率が1割に満たない

⑭ 多くの機関に分散する歴史資料のデジタル・データや所在情報を十分に提供できていない

⑮ 電子記録が今後劣化等により読み取り不能となるおそれ

情報発信 機能

⑯ マスコミとの連携、ソーシャルメディアの活用などが十分でない

国際連携・発信 機能

⑰ 諸外国への英語などによる情報発信が十分でない

（資料３）